

多可町立統合中学校「学校名（候補）」選定要領（案）

（趣旨）

- 1 この要領は、多可町立統合中学校「学校名」募集要項により応募された候補学校名の中から、学校名（候補）を選定するために必要な事項を定める。

（選定基準）

- 2 選定基準は、次のとおりとする。
 - （1）多可町唯一の統合中学校としてふさわしい学校名であること。
 - （2）漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された学校名であること。
 - （3）その他、多可町立統合中学校開校準備委員会（以下「開校準備委員会」という。）で必要と認めた基準を満たす学校名であること。

（選定方法）

- 3 選定は、第1次選定、第2次選定及び最終選定により行い、その手順は以下のとおりとする。
 - （1）学校名（候補）の選定は、開校準備委員会及び開校準備委員会総務部会（以下「総務部会」という。）の投票により決定する。
 - （2）第1次選定
 - ① 第1次選定では、総務部会において、応募のあった候補学校名の中から10学校名程度を選定する。
 - （3）第2次選定
 - ① 第2次選定では、総務部会において、第1次選定で選定された10学校名程度の中から3学校名程度を選定する。
 - ② 総務部会で選定した3学校名程度については、開校準備委員会に報告する。
 - （4）最終選定
 - ① 最終選定では、開校準備委員会において、第2次選定で選定された3学校名程度の中から1学校名を選定する。
 - ② 委員は、3学校名程度の中から、選定基準に合う1学校名に投票し、過半数を得た学校名を統合中学校の学校名（候補）とする。
 - ③ 過半数を得た学校名がない場合は、得票数の上位2学校名を対象に再度投票を行う。

（その他）

- 4 この要領に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、開校準備委員会又は総務部会で協議して定めるものとする。